

理事職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本CPサッカー協会(以下、「当法人」という。)の定款第24条第1項(1)に規定する理事に関して、定款第26条第2項の規定に基づき、その職務権限を定め、理事の職務の適正かつ合理的な執行を図ることを目的とする。

(年齢制限)

第2条 新たに当法人の理事として就任する者の年齢は、就任時点で満70歳未満であるものとする。

(在籍期間)

第3条 当法人の理事は原則として10年を超えて在任しないものとし、再任の回数は5回を上限とする。

2 前項の規定による理事の在任期間の始期は、一般社団法人として法人格を取得した後によるものとして解釈する。

(理事の役割)

第4条 理事は、法令、定款、諸規程並びに正会員総会及び理事会の決定事項等(以下、「法令等」という。)を遵守し、誠実に職務を執行して、定款第3条に規定する当法人の目的の実現に貢献しなければならない。

(理事の職務)

第5条 理事は、理事会を組織し、法令等の定めるところにより、当法人の業務の執行に参画するものとする。

2 理事は、理事会に出席することを旨とし、止むを得ず理事会に出席できない場合には、その理由を具体的に書面に記載して提出しなければならない。

(会長の職務)

第6条 会長の職務は、別表に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 代表理事として当法人を代表して執行する業務
- (2) 理事会の招集及び議長
- (3) 事業年度毎に、4か月以上の期間を置いて、2回以上、自己の行った職務の状況を理事会に報告すること

(副会長、理事の職務)

第7条 副会長、理事の職務は、別表に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 業務執行理事として会長を補佐して執行する当法人の業務
- (2) 事業年度毎に、4か月以上の期間を置いて、2回以上、自己の行った職務の状況を理事会に報告すること

(代行順序の決定)

第8条 会長に事故ある場合又は会長が欠けた場合における代行順序に関しては、各事業年度の最初の理事会において決定するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、理事の職務権限に関して必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

第11条 この規程は、令和3年 6月 27日より施行する。

別表 理事の職務

役職	職務
会長	1 当法人の運営の基本方針の作成に関する事 2 事業計画及び予算案の作成に関する事 3 事業報告及び決算案の作成に関する事 4 理事会及び正会員総会の招集に関する事 5 契約、人事、職員の給与に関する事
副会長	1 会長の業務の代行に関する事 2 会長から委嘱された特命事項に関する事
理事	1 当法人の事務の執行に関する事 2 会長から委嘱された特命事項に関する事 3 専門委員会及び特別委員会に関する事